

石川県公報

平成27年7月7日
第12814号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目	次
告 示	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効（薬事衛生課）	1
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効（同）	1
○県道の区域の変更（道路整備課）	2
公 告	
○政府調達に関する協定に係る入札公告（医療対策課）	2
○土地改良事業計画の変更認可申請を相当とする決定及び縦覧公告（農業基盤課）	4
○土地区画整理組合の理事就任公告（都市計画課）	4
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告（建築住宅課）	4
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	5

告 示

石川県告示第331号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年7月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 失効した知事監視製品を特定できる情報
次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）
- 失効の理由
当該知事監視製品に、条例第2条第1項第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため
- 失効の日
平成27年6月24日
- 罰則の適用
条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第332号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年7月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 失効した知事指定薬物の名称
2- [(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類
- 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため
- 失効の日
平成27年7月4日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成27年7月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
宮永横川町線	下記区域を道路区域に編入する。				石川土木総合事務所維持管理課
	白山市横江町2029番9地先から野々市市二日市一丁目41番地先まで		16.00～44.80	1,902.5	
〃	下記区域を道路区域から除外する。				〃
	白山市横江町2642番6地先から白山市横江町896番地先まで		5.70～92.80	1,590.6	

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成27年7月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
消化管電子内視鏡システム 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年10月30日
- (4) 納入場所
石川県立中央病院
- (5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成27年石川県告示第163号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結

する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成27年8月5日(水)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。
- (2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係 電話番号 076-238-7859

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成27年8月5日(水)午後1時30分(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成27年8月19日(水) 午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 競争入札参加者資格者の申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Electronic Endoscope System 1set
- (2) Delivery date
By 30 October 2015
- (3) Delivery place
Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (4) Time limit of tender
1:30 p.m 19 August 2015
- (5) Contact point for the notice
Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital
2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan TEL 076-238-7859

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成27年7月8日から同年8月6日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成27年7月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
河原市用水利地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	金沢市役所 津幡町役場

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成27年7月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

宇ノ気町大崎土地区画整理組合
就任した理事

氏名	住所	就任年月日
鮎田 賢治	かほく市大崎口75番地1	平成27年6月1日
今村 力藏	かほく市大崎ル36番地	〃
小村 一男	かほく市大崎チ7番地	〃
毎田 正男	金沢市舘町ヌ6番地1	〃
鮎田 豊子	かほく市大崎口75番地1	〃
山名田 富志江	かほく市大崎チ41番地	〃

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成27年7月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字太田は221番1から221番12まで及び223番1から223番3まで	道路 河北郡津幡町字太田は221番10 水路 河北郡津幡町字太田は221番12	金沢市米泉町八丁目68番地 英善地所株式会社

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成26年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月7日

石川県監査委員	宮 下 正 博
同	谷 内 律 夫
同	浜 田 孝
同	岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
大阪事務所	平成27年6月2日	平成27年3月末日現在	収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
東京事務所	〃	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
中能登農林総合事務所	平成27年6月5日	〃	〃
県央農林総合事務所	平成27年6月8日	〃	〃

